



「5月施行の新会社法で資本金を1千万

円にしなくても株式会社ができると聞いた。手続きを!」との相談が有限会社のA社長からありました。今、国内にある会社の殆どは有限会社です

ので、新会社法の影響を受ける会社は有限会社が最も多い事になります。中でも株式会社への移行は①工事の入札資格や②従業員の募集③銀行との関係等で利点が生じます。

「今まで頼んでいた社労士が廃業するというので労働保険や社会保険の手続きをお宅に頼みたいのだが…」との電話がB社からありました。お伺いして従来の保険内容につ

いて確認した所、過大な労災保険を払ってきていた事が分かりました。建設業とそれに関連した製造業も営むB社は本来なら①現場労災と②製造業労災の2つを成立させ、賃金を①と②に分けてそれぞれの保険料率で計算すべきでしたが、②だけ

既存の有限会社はいいとこ取りの”特例会社”として引き続き存続できますが、資本金額の多少に関係なく株式会社へ移行できるようになった訳ですから、検討には値します。注意点は①一旦移行

したら特例有限会社に戻れない
②取締役2年・監査役4年の任期(10年まで伸長可)

が生じ、12年間登記をしないと休眠会社として法務局の職権で”みなし解散”される…の2点です。

なお新法対応の定款再作成も相談に応じます。

資本金は有限株式! その利点 そのままで株式! と注意点



の保険しかなく、下請けが多い場合①の保険料

は少額で済むものを、②の中に入れて余分な保険料を納めていたのです。実情に合わせて計算し直したら60万円以上の減に。さっそ

実情にあった手続きで60万の減!(労働保険)

く1年前に遡って①の現場労災を成立させ適正な

手続きをする事にしました。何故前の社労士がきちんとしていなかったのか不可解ですが、依頼者の立場に立てば当然の事なんですけどね…???

